

秋田県告示第367号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年9月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

届出事項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市船川港南平沢字明王堂前6番地 佐藤 富二雄 男鹿市船川港増川字小泊102番地 佐藤 龍 男	船川港	秋田県漁業協同組合	令和2年9月1日から同月15日まで	男鹿市船川港船川字芦沢210番地 秋田県漁業協同組合船川支所